

## 議案第71号

### 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月9日提出

嘉島町長 鍋田 平

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約  
熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

##### （提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。